

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 要旨

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、新たな指針を示す。

II 我が国の安全保障における基本理念

- (1) 安全保障の目標は、①脅威の防止と排除、②脅威発生の予防、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保。
- (2) 目標達成のため、「我が国自身の努力（IV-1）」、「同盟国との協力（IV-2）」、「国際社会における多層的な安全保障協力（IV-3）」を統合的に推進。
- (3) 専守防衛、非核三原則等の防衛の基本方針は引き続き堅持。
- (4) 国際平和協力活動への積極的取組。
- (5) 核兵器の脅威に対しては、核軍縮・不拡散に取り組むとともに、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止の信頼性を維持・強化。

III 我が国を取り巻く安全保障環境

- (1) 武力紛争には至らないようなグレーゾーンの紛争が増加。
- (2) 新興国の台頭と米国の相対的な影響力変化によるパワーバランスの変化。
- (3) 国際テロ、海賊等に加え、サイバー空間をめぐる問題等がグローバルな安全保障課題に。
- (4) 北朝鮮の核・ミサイル問題等は、地域の喫緊かつ重大な不安定要因。
- (5) 中国の軍事力近代化や透明性の不足等は、地域・国際社会の懸念事項。
- (6) ロシアの軍事活動は引き続き活発化の傾向。
- (7) 我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低いものの、安全保障課題や不安定要因は、多様で複雑かつ重層化。

IV 我が国の安全保障の基本方針

1 我が国自身の努力

- (1) 平素から国として総力を挙げたシームレスな取組。
- (2) 情報収集・分析能力、情報保全体制の強化。
- (3) 迅速・的確な意思決定による政府一体としての対応。
- (4) 安全保障に関し内閣の組織・機能・体制等を検証した上で、首相官邸に関係閣僚間の政策調整と総理への助言等を行う組織を設置。
- (5) 国際平和協力活動へのより効率的・効果的な対応。活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等参加の在り方を検討。
- (6) 防衛力の存在自体による抑止効果を重視した「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築。

- (7) 動的防衛力は、防衛力の適時・適切な運用等により抑止力の信頼性を高めるとともに、国際平和協力活動等の多様な役割をも能動的に果たし得るもの。

2 同盟国との協力

- (1) 我が国の平和と安全の確保のために日米同盟は不可欠。
- (2) 日米同盟の深化・発展のため、戦略的な対話等に継続的に取組。
- (3) 従来の協力分野に加え、サイバー空間における対応等新たな協力を推進。
- (4) 米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減。

3 国際社会における多層的な安全保障協力

- (1) アジア太平洋地域における二国間・多国間の安全保障協力のネットワーク化。
- (2) 韓国・豪州、ASEAN諸国、インド等との安全保障協力を強化。
- (3) 中国、ロシアとの信頼・協力関係の強化。
- (4) グローバルな安全保障課題に関し、EU、NATO、欧州諸国とも協力関係を強化。

V 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

- (1) 実効的な抑止及び対処（周辺海空域の安全確保、島嶼部攻撃への対応等）。
- (2) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化。
- (3) グローバルな安全保障環境の改善。

2 自衛隊の態勢

防衛力の役割を実効的に果たすため、即応態勢、統合運用態勢等を強化。

3 自衛隊の体制

- (1) 冷戦型の装備・編成を縮減。南西地域も含めた防衛態勢の充実。
- (2) 各自衛隊に係る予算配分の思い切った見直し。
- (3) 本格的な侵略事態への備えは、最小限の専門的知見や技能維持の範囲で保持。
- (4) 統合の強化、島嶼部対応能力の強化、国際平和協力活動対応能力の強化等。
- (5) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の体制（編成、装備、配置）。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

- (1) 人的資源の効果的活用。階級・年齢構成の在り方の見直し等の人事制度改革。
- (2) 契約制度や調達方式の改善による装備品取得の一層の効率化。
- (3) 防衛生産・技術基盤の維持・育成のため、中長期的な戦略を策定。
- (4) 防衛装備品を巡る国際的な環境変化に対応するための方策について検討。

VII 留意事項

大綱に定める防衛力の在り方はおおむね 10 年後までを念頭。情勢に重要な変化が生じた場合には、検討を行い、必要な修正を実施。

別 表

陸上自衛隊	編成定数	15万4千人
	常備自衛官定員	14万7千人
	即応予備自衛官員数	7千人
	基幹部隊	平素地域配備する部隊 8個師団 6個旅団
		機動運用部隊 中央即応集団 1個機甲師団
		地対空誘導弾部隊 7個高射特科群／連隊
海上自衛隊	基幹部隊	戦車 約400両
		火砲 約400門／両
		護衛艦部隊 4個護衛隊群（8個護衛隊）
		潜水艦部隊 4個護衛隊
	主要装備	掃海部隊 6個潜水隊
		哨戒機部隊 1個掃海隊群
		航空隊 9個航空隊
航空自衛隊	基幹部隊	護衛艦 48隻
		潜水艦 22隻
		作戦用航空機 約150機
		航空警戒管制部隊 4個警戒群
		戦闘機部隊 24個警戒隊
		航空偵察部隊 1個警戒航空隊（2個飛行隊）
	主要装備	航空輸送部隊 12個飛行隊
		空中給油・輸送部隊 1個飛行隊
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	イージス・システム搭載護衛艦	地対空誘導弾部隊 6個高射群
		作戦用航空機 約340機
	航空警戒管制部隊	うち戦闘機 約260機
		イージス・システム搭載護衛艦 6隻
	地対空誘導弾部隊	11個警戒群／隊 6個高射群

注1：「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

注2：弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。